

令和５年度医療連携推進事業費補助金について

(島根県地域医療介護総合確保促進基金事業)

1. 事業の概要

郡市医師会単位において行われる小規模な医療連携の取組（小規模なチーム作り）を支援し、複数の医療機関等が相互に連携して医療・介護サービスを提供し、地域包括ケアの推進に向けたモデル的な取組の促進を図る。

(1) 事業主体

診療所を中心とした連携チーム（個人又は法人が申請を代表してください。）

(2) 事業期間

交付決定日～令和６年３月３１日まで

(3) 補助の要件

- ・連携に資する取組について、提出された事業計画に基づき県が認めた事業。
- ・郡市医師会及び関係市町村からの推薦を受けること。
- ・１事業主体からの申請は、原則として１事業とする。
- ・昨年度からの継続事業の申請については、取組の成果や今年度以降の発展性を判断の上、補助を決定する。

(4) 補助基準等

① 補助の上限額

- ・１事業あたり８０万円を基本額とし、連携する構成員（※）の数に１０万円を乗じて得た額を基本額に加算した金額

（※申請者及び構成員に同一の開設者である機関を含まないこと）

[想定] ８０万円＋１０万円×３構成員＝１１０万円

② 対象経費

賃金	研修講師等への謝金、嘱託職員又は臨時職員等の賃金 ^{*1}
委託料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した費用 ^{*2}
備品購入費	医療機器等（５万円以上）の購入費 ^{*3}
消耗品費	事業実施に必要な消耗品（５万円未満）の購入費
使用料等	会議・研修等の会場使用料、機器等のリース料 ^{*4}
通信費	郵券代等の通信運搬費、情報ネットワーク等の通信費 ^{*4}
その他	①研修・視察への参加、研修講師招聘等に係る旅費 ②会議・研修等における食糧費 ^{*5} ③資料・チラシ等の印刷製本費 など

*1 その事業に専従することが明らかなものに限る

*2 情報システム等の導入に当たっては、しまね医療情報ネットワーク（まめネット）との関係性を整理した上で補助の可否を判断する

*3 連携に資する事業であっても、下記は対象外とする

- ・診療報酬・介護報酬で措置されている取組（訪問系サービスの実施そのもの等）
- ・備品購入のみの取組（訪問用の車両・医療機器等の購入は、「訪問診療等設備整備事業」の対象となります）

*4 経常経費、ランニングコストについては、事業内容を審査した上で対象外となる場合がある

*5 アルコール類を伴うような飲食費は対象外

③ 補助率

２／３

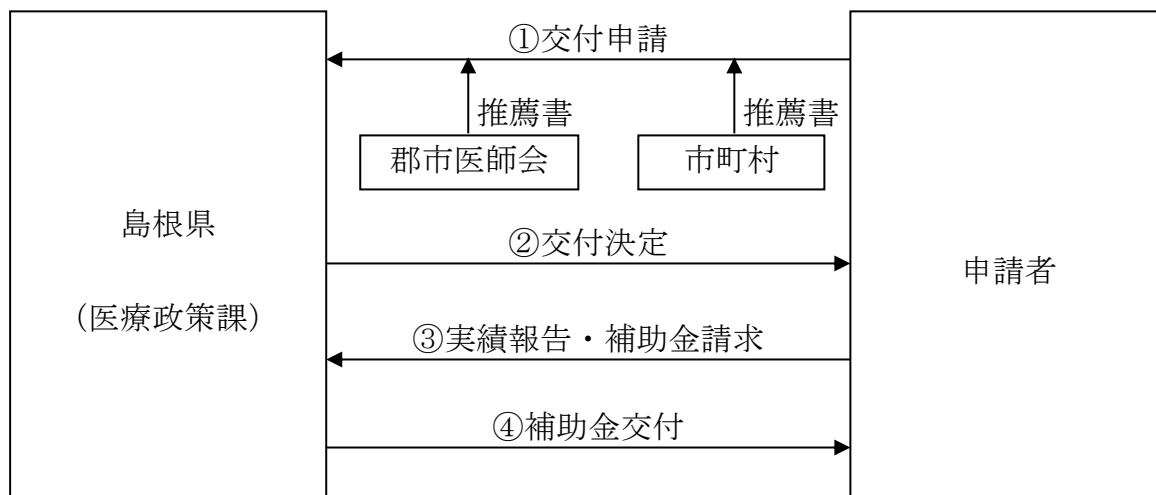
2. 事業の流れ

- ① 各郡市医師会及び関係市町村からの推薦書を添付の上、県へ交付申請書を提出(4/28まで)
- ② 県で審査の上、適当と認められるものについて申請者へ交付決定

交付決定後、事業計画に基づき実施

※交付決定前から事業を開始される場合は、交付申請書と一緒に交付決定前着手届（様式6）をご提出ください。

- ③ 実績報告・補助金請求（実施後速やかに・3月末までに）
- ④ 補助金交付



※原則として、県からの補助金の支払いは、事業完了後実績報告書を提出された後となりますので、ご承知おきください。

3. 事業の例

※あくまで例示であり、これに限ったものではありません。

- 主治医不在時の緊急対応を副主治医が担うなど、在宅医療の参画をしやすい仕組みの構築に向けた体制整備に要する経費
- 先駆的に在宅医療の推進に向けた連携の取組を進めているチームを招いての講習会・研修会の実施や視察のために必要な経費
- 地域包括ケア、在宅医療に関する住民への普及・啓発に取り組むための経費
- 診療所、訪問看護ステーション、薬局等が連携して新たに行う緩和ケアの実施に向けた体制整備に要する経費
- 複数の医療機関が連携して行う在宅看取りの実施のための研修会や市民講座の開催等の経費
- 医師が関与した地域での認知症患者の見守りのための体制整備に要する経費
- 医師、看護師、リハビリ職、ケアマネ等多職種の連携強化に向けた研修会や事例検討会の実施等に要する経費
- 医師の関与の下、介護施設職員が訪問看護ステーション等での研修を行い、資質向上を図るための経費

等